

## 「ごま」と「カシューナッツ」アレルギー表示2品目追加へ

新たに「ごま」及び「カシューナッツ」の2品目が追加され、消費者庁より平成26年8月31日までに当該2品目の表示に努めるよう、関係者に指導、周知するよう都道府県知事等に伝えられています。

## 加工食品のアレルギー表示

### アレルギー物質とは

食物アレルギーをもつ方の健康被害を未然に防ぐため、食品衛生法ではアレルギー物質を含む食品はその旨の表示が義務づけられています。  
アレルギー物質の中でも、特に症例数が多いもの、又は重篤度<sup>じゅうとくど</sup>の高い(=病状の重さ)7品目を「特定原材料」といい、これが含まれている食品はその旨の表示が義務づけられています。  
また、過去に一定頻度で健康被害が見られる品目は「特定原材料に準ずるもの」とされ、新しく加わった「ごま」と「カシューナッツ」を含めた20品目があり、可能な限り表示することが奨励されています。

加工食品のアレルギー表示		
特定原材料 義務(7品目)	特定原材料に準ずるもの できるだけ表示(20品目)	
卵	そば	あわび
小麦	エビ	いか
落花生	カニ	いくら
乳製品		オレンジ
		キウイフルーツ
		牛肉
		くるみ
		さけ
		さば
		大豆
		鶏肉
		バナナ
		豚肉
		まつたけ
		もも
		やまいも
		りんご
		ゼラチン
		ごま
		カシューナッツ



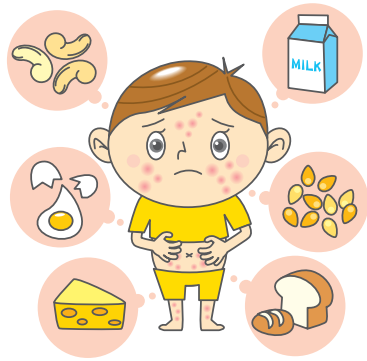
**表記例**

**本製品に含まれているアレルギー物質**

※特定原材料及びそれに準ずるものを表示

**卵・乳・小麦・大豆**

義務表示



**特定原材料とは…**  
えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生の7種類の食物を指す言葉です。これらの食物は重大なアレルギーを引き起こすとされていますので、原材料に含む場合は表示が義務付けられています。

### ごまの範囲

ゴマ科ゴマ属に属するもので、種の色の違いにより「白ごま」「黒ごま」「金ごま」に分けられますが、これらは表示の対象です。  
また、ごま油、練りごま、すりごま、切りごま、ごまペースト等の加工品も対象です。  
なお、トウダイグサ科トウゴマ属に属する「とうごま(唐胡麻)」やシソ科シソ属に属する「えごま(荳胡麻)」などは含みません。



## ■ ごまは意外な食品にも含まれています！

ごま油で香りづけされていたり、  
ごまペーストがカレールウの隠し味に使用されていたり、  
さまざまな原材料に紛れ込んでいます。

### ★お弁当のたくあんにごまがトッピング

★あんまんのこしあんの中に、ごまが練り込まれている

★かりんとうなどの菓子類の原料に使用されている

★万能ソースなどの風味原料として使用されている

★カレールウに風味づけとしてペースト状に  
したごまが練り込まれている

★手延べそうめんの表面にごま油が塗られている場合がある



ごま自体は栄養もあって、人気の高い食材です。ただ、アレルギーがある人たちにとっては表示が安全な食品を選ぶための大きな選択手段となります。  
表示を推奨している、前向きな姿勢の食品メーカーも増えてきています。  
わかりやすい表示・表記としてOSPのアレルギー表示マークをご活用ください。



バックナンバーもご参照下さい▶ No.278 注意喚起マーク特集